

官報

昭和五十一年三月五日

第七十七回 衆議院會議録 第十号

昭和五十一年三月五日(金曜日)

議事日程 第九号

昭和五十一年三月五日

午後一時開議

第一 恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

一 公衆電気通信法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○本日の會議に付した案件

日程第一 恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
公衆電気通信法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時十五分開議
○議長(前尾繁三郎君) これより會議を開きます。

日程第一 恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第一、恩給法等の一部を改正する法律案を議題といたします。
委員長(報告を求めます。内閣委員理事竹中修一君。

恩給法等の一部を改正する法律案及び同報告書(本号末尾に掲載)

〔竹中修一君登壇〕

○竹中修一君 ただいま議題となりました恩給法等の一部を改正する法律案につき、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、昭和五十一年度における公務員給与の改善傾向の分析結果に基づき、恩給年額を増額するほか、普通恩給等の最低保障の改善、扶助料の改善、扶養加給の増額等の措置を、昭和五十一年七月一日から実施しようとするものであります。

本案は、二月十六日本委員会に付託、三月二日政府より提案理由の説明を聴取し、慎重審査を行い、三月四日質疑を終了、討論もなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

のと決しました。

なお、本案に対し、自由民主党、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党の各派共同提案により、国家公務員給与へのスライドの制度、恩給の改定時期の繰り上げ等、五項目にわたる附帯決議が全会一致をもって付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

公衆電気通信法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(前尾繁三郎君) 内閣提出、公衆電気通信法の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。郵政大臣村上勇君。

〔郵政大臣村上勇君登壇〕

○郵政大臣(村上勇君) 公衆電気通信法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

この法律案は、日本電信電話公社の経営状況にかんがみまして、その財政基盤の確立を図るため、電報電話料金を改定すること等を内容とするものであります。

日本電信電話公社は、充足以来数次にわたる五年計画を実施し、加入電話の増設を重点に電信電話サービスの拡充、改善を図ってまいりました。この間、技術革新の成果を生かすとともに経営の合理化により電報電話料金を極力据え置いてまいりました。

しかしながら、近年における人件費の大幅な上昇等により、日本電信電話公社の経営状況は急速

に悪化し、昭和四十九年度決算におきましては約一千七百五十億円の欠損金を計上するに至り、五十年におきましても欠損金は三千億円を超えるものと見込まれ、今後一層の経営努力を期待するとしても、五十一年度から五十三年度までの三年間の収支を見通しますと、さらに大幅な欠損の生ずることが予測されることとあり、このまま放置すればきわめて憂慮すべき事態に立ち至るものと考えられます。

このような状況から、このたび電信電話事業財政の健全化を図るため、公衆電気通信法を改正して電報電話料金を改定することとしたものであります。

改正案の主な内容は、

第一に、通常電報料について、基本料は二十五字まで百五十円を三百円に、累加料は五字までごとに二十円を四十円に改めることとしております。

第二に、電話使用料について、度数料金局に收容されている加入電話の場合は二倍に、定額料金局に收容されている加入電話の場合は一・五倍にそれぞれ改めることとしております。

なお、昭和五十一年度中は、暫定的に電話使用料の改定幅を平年度の二分の一にとどめることとしております。

第三に、加入電話から行う自動通話の度数料について、七円を十円に改め、また、これに準じて手動通話の通話料を改めることとしております。

第四に、設備料について、一加入電話ごとに、単独電話は五万円を八万円に改め、その他は電話の種類に応じ単独電話に準じて改めることとしております。

第五に、公衆電話料について、おおむね加入電話からの通話料と同額に改めることとしております。

以上のほか、電報電話業務の合理化を図る等のため、報道電報、報道無線電報、至急電報及び予約通話の廃止、国際通話料滞納者に対する措置の

昭和五十一年三月五日 衆議院會議録第十号

公衆電気通信法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する阿部末喜男君の質疑

一四四

強化、その他所要の規定の整備を図ることとしております。

なお、この法律案の施行期日は、昭和五十一年六月一日からといたしております。

以上がこの法律案の趣旨でございます。(拍手)

公衆電気通信法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(前尾繁三郎君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。阿部末喜男君。

〔阿部末喜男君登壇〕

○阿部末喜男君 私は、日本社会党を代表して、ただいま趣旨説明のありました公衆電気通信法の一部を改正する法律案について、総理並びに関係閣僚に対して質問を行い、問題の解明を図りたいと思ふのであります。(拍手)

まず、政府の公共料金に対する基本的考え方についてお伺いいたします。

総理は、過般の施政方針の中で所信を表明し、今年の最大緊急課題は、不況を克服して適正な安定路線への転換を図るべきであると、インフレなき経済発展を図らなければならないと述べられました。

しかるに、その舌の根も乾かないうちに、続々と公共料金の値上げを計画し、電報電話料金を初め、国鉄運賃、国立大学の授業料、NHK受信料など、国民生活に深いかわり合いのある公共料金的大幅な引き上げを強行しようとしております。まさに国民に対する背信行為と断ぜざるを得ないのであります。(拍手)

言うまでもなく、公共料金の引き上げは、政府自身物価の上昇を主導するものであり、諸物価の高騰を誘発することは、火を見るよりも明らかであると云わなければなりません。政府は、公共料金の抑制という従来のスローガンをかなぐり捨てて、再び高物価、インフレの深い谷間に国民経済

を落とし込もうとするのでありましょうか。公共料金に対する総理の基本的な考え方を承りたいのであります。

次に、電電公社経営委員の任命について、総理の考えをただしたいと思ひます。

申すまでもなく、電電公社経営委員会は、公社業務の運営に関する重要事項を決定する公社内の最高の機関であります。委員五名をもつて、さらに総裁並びに副総裁を特別委員として構成をされておりますが、この五名の委員の中の一人に、ロッキード事件の黒い霧の中心的人物と目され、全国民から深い疑惑の目をもつて見られておる、かの小佐野賢治氏がおるのであります。

小佐野賢治氏は、田中金脈内閣当時に、本院における全野党の反対を押し切つて、自民党多数の力を頼んで強行採決を行い、ついに電電公社経営委員に任命をした経緯があります。

クリーンを自称する三木総理、あなたは、ロッキード事件の黒幕として全国民の疑惑の中にある小佐野賢治氏を、このまま電電公社経営委員の席にとどめお考えでございませうか。かかる経営委員の手による料金の値上げが、国民大衆の合意を得るものとは思われませんか。小佐野賢治氏を直ちに罷免するかどうか、確たる御答弁をいただきたいのであります。(拍手)

次に、このたびの電報電話料金の値上げは、その理由がきわめて薄弱であり、国民ひとしく納得できないものであります。

電電公社は、今後の事業収支の見通しを試算して、五十三年度までの三年間で一兆七千二百億円の赤字、これに四十九年度、五十年度の赤字四千九百億円を加え、赤字の合計額は二兆二千億円になると見込み、さらに改良費三千億円を加えて二兆五千億円の料金改定必要額と推計しております。しかし、利用者である国民は、料金を負担させられる国民は、公社経営の実態について全然知らされていないのであります。

電信電話の仕事は国民のために存在するもので

す。しからば、電信電話事業の運営に広く国民の理解と協力を得るため、公社運営の実態と公社経営の内容を国民の前に明らかにすべきであると思ひますが、この点について政府のお考えを承りたいのであります。(拍手)

次に、経済企画庁長官に伺ひますが、電電公社赤字の原因は一体何に起因するものでありましょうか。これは政府の経済見通しの破綻によるものであると断ぜざるを得ないのであります。

政府の新経済発展計画を基礎とした電電公社の第五次五カ年計画、すなわち電電公社の長期計画の策定が、設備の拡張、新製品の開発等を急ぎ、企業を急速に成長させるための企業環境をつくり出そうとしたからでございませう。かくのごとく赤字の原因を惹起した政府の責任をどうお考えでしょうか、長官の考えを承りたいのでございませう。

続いて、郵政大臣に伺ひますが、電電公社の料金改定案は、五十一年度から五十三年度の三カ年間で試算しているようでありませうけれども、五十二年をもちつて終了する第五次五カ年計画との間にずれを生じ、第五次五カ年計画を修正しなければならぬことになると思ひますが、この点について郵政大臣はどのように把握をされておるか、承りたいのでございませう。

さらに、最も悪質と言ふべきことは、この法律案が、電話基本料について、二段階の値上げを一回の法律改正で処理しようとしておることです。目まぐるしい経済の変動は、ことし一年の経済見通しさえ困難でありますのに、来年の値上げを今回の改正法で決めておこうとするやり方は、まさに国民を愚弄するものであり、議会制民主主義に対する行政の挑戦であり、断じて許すことができないのであります。(拍手)もし、来年度に至つてどうしても値上げをしなければならぬ事態が到来するならば、来年の国会に改めて値上げの法案を提出すべきであり、なりふり構わずに、もうかるときにもうけておこうというこのや

り方こそ、小佐野式商法とでも言うべきものではないでしょうか。政府当局に強く反省を求め、かかる無謀な法改正を撤回されるよう要求します。郵政大臣に撤回の意思ありや、御答弁を求めます。(拍手)

電電公社は、赤字の原因が住宅用電話の普及のためだと宣伝をしておりますけれども、言語道断と言わなければなりません。電話は今日国民生活に欠くことのできない生活必需品となっております。それだけに電電公社は、公共企業体としての役割りを再認識し、ナショナルミナムとしての事業使命に立ち返るべきであると思ひます。専用料金やデータ通信関係料金等、企業向けの料金を割安にしておきながら、赤字の原因を住宅用電話に転嫁するがごとく宣伝は、許すことができないのであります。

とりわけ総理は、かねてから社会的公正の是正を口にされてきましたが、老人、心身障害者、母子世帯、生活保護世帯等の経済的、社会的に弱い立場の人々の生活の安定と福祉の向上を図るため、電気通信事業において福祉的な政策料金制度をおとりになる考えはないのか、お伺ひしたいのであります。

また、わが党は、従来から老人福祉電話の増設、拡充を強く主張してきたところでありますが、政府は、この老人福祉電話についてどのように推進するお考えか、老人福祉電話の料金減免等の措置をあわせて御答弁を願ひたいと思ひます。

次に、料金体系全般について伺ひますが、今回の値上げ案は、料金体系の合理化及び制度の改善策について何ら見るべきものがなく、ただ安易に料金値上げによつて経営収支のつじつまを合わせようとする露骨な姿勢がうかがえるのでございませう。

すなわち、電電公社は、一昨年、住宅用電話に対する定額通話料制度を打ち出し、通話をしなくとも料金だけは徴収するという不合理な提案を行いましたけれども、厳しい社会の不評を受けて、

定額通話料制度は姿を消しましたが、今回はそれにかわって、基本料と設備料の大幅な引き上げが提案されてまいりました。

すでに述べたとおり、電話は今日国民生活の必需品であります。したがって、すべての家庭に普及するよう努めるべきであると思いますが、基本料が二倍に引き上げられると、通話の有無にかかわらず、最低、従来の二倍の負担を強いられることとなります。かくては、電話料負担の増大のゆえに、電話が欲しくとも電話をつけることのできない家庭がふえていくことになりましょう。しかも、基本料を二倍に引き上げなければならぬという根拠は全く見当たらないのでありまして、これはさきの定額通話料制度の発想と軌を一にするものであります。

郵政大臣、定額通話料制度と基本料の引き上げとの間にどれだけの相違があるのか、その所見をお伺いしたいのであります。

あわせて、先年、電電公社が提起した遠距離通話料の引き下げはどうなったかを伺いたいと思います。

遠距離通話料は、コストの面から見ても、また、世界各国の料金体系から見しても、わが国の場合、割高となっていることは否定ができません。これを引き下げるなど、料金体系の合理化に着手をしなかった理由は一体何でしょうか、お聞かせ願いたいと思います。

また、設備料の大幅な引き上げについては、全く理解に苦しむとあります。

設備料は、昭和四十六年、単独電話三万円を五万円に引き上げました。したがって、四十七年、拡充法改正案審議の際に、第五次五カ年計画中、すなわち五十二年度までは値上げを行わないと断言をしておったところであります。にもかかわらず、今回、突如として五万円を八万円に引き上げようとしておるのであります。

そもそも設備料の性格については、これまでの国会審議の過程において明らかにされたごとく、

昭和五十一年三月五日 衆議院會議録第十号 公衆電気通信法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する阿部末喜男君の質疑

新規加入に際して架設費用の一部を負担するものであるということになっておりますが、このように、設備料は建設資金の不足を補うものとされてきましたけれども、一方では、同じ目的のために、加入者に債券の引き受けを強制し、しかも、この加入者債券引き受けの法律の有効期間を十年間延長してまで建設資金の充実を図った経緯にかんがみ、今回さらに設備料の引き上げを行うことは、二重の負担を強要するもので、とうてい納得することのできぬところであります。

特に申し上げたいことは、これらの設備投資的経費は、財政投融资等の政府出資や内部留保から捻出されるのが至当であると考えるが、財政担当の大蔵大臣の見解を承りたいと思います。

またこのように電話の加入に際して高い設備料と多額の債券を引き受けなければならないことは、国民の電話需要を抑制し、国民生活向上に逆行する結果を招くと思われるが、政府の見解をお聞きしたいところであります。

続いて、**専用料金**についてお尋ねします。

電電公社は、昨年七月、遠距離の専用料金を大幅に引き下げました。その上、今回の料金改定に当たっても専用料金には手をつけないと聞き及びますが、このような大企業奉仕の姿勢で、一方で、は住宅用の通話料の大幅な引き上げを行うということが、国民の電信電話を預かる電電公社の姿勢であつていいのでしょうか。なぜ専用料金を改定しないのか、郵政大臣の所見を明らかにしてく下さい。

なお、専用料金については、今回の改正案では、これを認可料金にしようとしておるようであります。専用料金は公衆電気通信業務の一つとして、その料金は最高限度額を法定しているところであります。安易にこれを認可料金とすることは許すことができません。

また、新聞等の報道によれば、自民党は、料金法定主義の廃止などを重要な検討課題として取り組むと伝えられ、米澤電電公社総裁も、料金制度

についても国会審議によらない大臣認可制に改めたいと語ったと言われますが、一体その真意がどうであったのか、この際、政府の見解を明確にお答え願いたいのであります。

最後に、電報制度について伺います。
電話の自動即時化、加入電信、データ通信等、他の近代的通信手段の普及発展に伴い、電報の果たす役割りは量的にも質的にも大きく変化を遂げてまいりました。また、電報事業の収支状況は年を追って悪化し、五十年年度収支率八五〇％となっております。

そこで、今回、一般電報を二倍、慶弔電報については三倍に引き上げようとしておるようであります。これは結果的には電報利用を抑制することにならないでしょうか。私は、この際、一般電報についてはむしろ現行料金のままとして、ナショナルミニマムの手段に供することが望ましいと思うが、郵政大臣のお考えを承りたいのであります。

以上各項にわたり政府の考えをただしてまいりましたが、本法案は余りにも経営本位に走り、物価の動向や国民の家計への配慮を欠いたものであると言わなければなりません。とうてい国民大衆の合意を得ることのできるものではありません。したがって、政府は、いさぎよく本法案を撤回されるよう強く要望いたします。私の質問を終わります。（拍手）

〔内閣総理大臣三木武夫君登壇〕

○内閣総理大臣（三木武夫君） 阿部君にお答えをいたします。

私に對する質問は三問、ございまして、公共料金に對する基本的な考え方でございますが、公共料金については、さきの物価狂乱を収束するに当たり、非常の措置として厳にその引き上げを抑制してきたところでありますが、本来、公共料金は

受益者にある程度の御負担を願うというのが原則でございますが、余り物価政策という点から長期に抑制し続けますと、一遍に上げなければならぬような状態に陥りますので、そこで、企業の経営

の合理化を進めていく一方、料金については、物価の安定を阻害しない範囲内で適正な水準に改定する必要があると考えておる次第でございます。

第二には、小佐野賢治君の経営委員任命についてのお尋ねでございますが、情報化時代に電信電話事業も幅広い利用を図る必要がありますので、そういう点から、国民生活に関係の深い交通とか観光事業に小佐野君は多年深い経験を持っておりますので、経営委員として適当であると考えて任命をいたしました。

ロッキード事件について、国会を初め関係当局において調査を進められている段階であつて、小佐野君が国会に証人として喚問されたということをもつて直ちに、阿部君の申されるように、経営委員を罷免すべきであるとは考えておりません。もう少し事態の推移を見守つてまいりたいと考えております。

第三には、電気通信事業において、やはり所得の低い人たちに對して、福祉の料金を考えるべきではないかというお話でございました。ことに、老人の福祉電話等について、いろいろ御質問がございました。電話料金のような公共料金については、受益者に御負担を願うという原則ののちとして、利用される人が相応の費用を負担していただく、といふ考え方と考へております。老人などの社会的に弱い立場にある方々に対する配慮は、電話料金です

るのでなくして、社会保障の分野において、所得保障の充実などによって今後十分に努力をしてみたいと考えておりますから、老人の福祉費の料金について、直接、減免措置を講ずる考えは持っております。（拍手）

○国務大臣(大平正芳君) 私に対する御質疑は、電電公社の投資的資金、すなわち、設備資金等については財政資金を投入すべきでないかといふお尋ねでございます。

昭和五十一年三月五日 衆議院會議録第十号

公衆電氣通信法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する阿部末喜男君の質疑

一四六

資金留保でございますか、あるいは、みずからの借入金をもって投資的な資金を賄ってまいったわけでございます。電電公社は、内外の資本市場に大変大きな信用を持っております、みずからの信用力で資金調達する能力があるわけでございます。いままで財政資金を特に投入しなれば資金の調達が困難であるという事態には達着したことがなかったわけでございます。私は当面それで差し支えないのではないかと考えております。しかし、これは何も財政資金を電電公社には投入してはならないと考えておられるわけではないことを御了解いただきたいと思っております。(拍手)

〔国務大臣(福田赳夫)君登壇〕

○国務大臣(福田赳夫)君 私に對しましては、電電公社の赤字になった原因はなぜか、また経済政策破綻の結果ではあるまいか、さらに、そういう状態を招来した責任をどういふふうにとるか、こういうふうなお尋ねでございます。

電電公社が赤字になりましたのは、確かに、高度成長体制の中で電電公社の投資が大いに進み、その結果、住宅用電話なんか相当高度に普及してきたわけでありまして、これは収入からいいますと、かなりこの増加要因を低めるという結果になるわけですから、他方、物価は上がる、また特に賃金が相当の大幅な拡大をする、そういうようなことで赤字になっておられるわけでございます。阿部さんは、経済政策破綻の結果だ、こういうふうにおっしゃっておられますが、経済政策と言えども、これは石油ショックで大変な重大な影響を受けたわけでありまして、その結果、高度成長政策から、好むと好まざるにかかわらず、これは適正成長路線へ転換をしなければならぬ。そういう中において、電電公社も、それなりの影響を受けることは事実でございますけれども、日本経済が破綻したんだというふうには考えておりません。重大な影響を受けたんだけれども、それから脱出、切り抜けは可能である、かように考えております。

今後、こういう世界情勢、わが国の経済をめぐむ環境の変化に即応いたしまして、国全体の経済政策の姿勢も変えなければならぬ、そういう中で電電公社も適正な成長体制をとらなければならぬ、そして国民の御期待にこたえるような運営に移らなければならぬ、そういうふうな考えですが、そのような方向で、政府といたしましては電電公社の指導に当たってまいりたい、かように考えます。(拍手)

〔国務大臣(村上勇)君登壇〕

○国務大臣(村上勇)君 阿部議員の御質問にお答えいたします。

まず、公社経営の実態を明らかにせよとの御指摘でございますが、公社の経営状態は、るる説明申し上げましたとおりでございます。その経営改善のために料金改定をお願いいたしておる次第であります。御指摘の点につきましては、今後の御審議の過程で十分説明し、御理解をいただくよう努力してまいりたいと考えております。

また、第五次五カ年計画との関係につきましては、今回の三カ年の計画の中で、政府が現在策定中の新経済五カ年計画との整合を図って、一部見直しを行ってゐるものであります。

次に、電話の基本料の二段階の改定に関する御質問でございますが、電信電話事業は、長期にわたって継続的、計画的に運営されるべき性格のものであります。事業収入はその基礎となるものであります。電報電話料金の改定案の策定に当たりましては、五十一年度から五十三年度までの収支を基礎として、この三年間の見通しに立つて赤字を解消し電電公社の経営の安定を図るため、総額二兆五千億円の料金改定により措置しようとするものであります。

次は、赤字の原因についての御質問についてであります。公社財政の赤字の原因は、四十八年以降の急激な物価上昇、大幅なベアスアップ等による支出の増加、最近における収入の伸び悩み等によるものであります。

また、住宅用電話の普及、充実に関しましては、今日、国民生活に不可欠のものである点にかんがみまして、今後とも一層の努力を重ねてまいりたいと思っております。

老人福祉電話の電話料金の減免及びその増設、拡充についてどう考えるかとの御質問であります。電話料金の一般的な公共料金につきましては、受益者負担の原則にのっとり、利用者が相応の費用を負担すべきものと考えており、現在のところ、老人福祉電話の電話料金については、直接減免措置を講ずることは考えておりません。

しかしながら、老人福祉電話等の増設、拡充につきましては、従来、その設置費の一部について国庫補助が行われており、老人福祉電話の普及に貢献しているところでありますので、今後とも関係機関と緊密に連絡をとりながら、普及のための努力を続けたいと思っております。

次に、定額通話料制度と基本料の引き上げにだけだけの相違があるかとの御質問でございます。定額通話料につきましては、その制度が複雑であり、また低利用者にとっては酷である等の批判があり、これを今回は取りやめ、基本料の引き上げにより、利用者の方々に、応分かつ、できるだけ公平な負担をお願いすることとしたものであります。

また、遠距離通話料を引き下げない理由でございますが、これを実施するためには、基本料及び通話料の改定幅をさらに大きくする必要があります。急激な料金の負担変動を避ける見地から、今回は見送ることとした次第であります。

次に、設備料についてであります。今回の改定は、現行設備料を定めた四十六年当時と比べますと、消費者物価指数、卸売物価指数とも約一・六倍に上がっております。このため、相応の改定をしようとするものであります。なお、設備料は電話設備の設置のために必要な資金の一部に充当するものでありますから、たとえば、政府出資というふうな形でなく、受益者に負担してい

ただ、ことが適当であると考慮しております。専用料金につきましては、昨年七月、料金体系等のは正を中心とする改正を行ったところであり、専用サービスの多種多様化に伴い、新しいサービス態様に即応する料金体系を検討するためには時日を要すること、昨年の改定実施後、間もないこと等の点から、いますぐ料金改定を行うことは困難であると考慮しております。

また、専用回線の料金の限度額の法定を廃止することにつきましては、近年、専用サービスが通話以外にファクシミリ電送、データ伝送等、多様な目的に利用され、その種類も多種多様と化しており、今後とも新しいサービスが増加していく傾向にあり、通話料を基準としてその限度額を設定することが、専用サービスの実情にそぐわなくなってきたために、その規定を削除しようとするものであります。

なお、料金の法定制を認可制に移行させることにつきましては、政府として、いま直ちに実施することは考えておりませんが、将来、慎重に検討すべきものと考えております。

今後の電報のあり方についてであります。電報の利用はここ十年で半減いたしており、今後とも通数は減少の傾向にあります。電電公社におきましては、電報利用の変化に対応して、より合理的な運営が図られるよう各種の施策を実施してまいりましたところであり、今後とも将来を展望しながら合理化施策の推進が図られるよう検討しております。通数は減少の傾向にありますが、電電公社におきましては、電報利用の変化に対応して、より合理的な運営が図られるよう各種の施策を実施してまいりましたところであり、今後とも将来を展望しながら、合理化施策の推進が図られるよう検討を進める所存であります。(拍手)

○議長(前尾繁三郎)君 平田藤吉君。

〔議長退席、副議長着席〕
〔平田藤吉君登壇〕

○平田藤吉君 私は、日本共産党・革新共同を代表し、ただいま説明のありました電報電話料金の大幅値上げを目的とする公衆電気通信法の一部を改正する法律案について、総理並びに関係大臣に質問いたします。

本法案は、電報料金を二倍から三倍に、電話の基本料金を二倍に、度敷料を七円から十円に、そして設備料を五万円から八万円にするなど、いずれも大幅な値上げ案であります。国鉄運賃の値上げなど一連の公共料金の引き上げと重なり合っており、不況とインフレで苦しんでいる国民の生活を一層圧迫するものであります。

今日、日本の政治の上で避けて通ることのできない問題はロッキード問題であります。この問題の疑惑をそのままにして、値上げだけを進めようとする三木内閣の姿勢は、いまや国民の厳しい批判を受けているのであります。(拍手)

三木総理は、きのうの国会で、ロッキード問題に関して、アメリカ政府がその資料の公表について条件をつけた場合は公表できないこともあり得ることを示唆したが、これは、本院が全会一致で政府高官名を含む一切の未公開資料の提供を本院に行う旨の決議に反し、また、全資料の公開が原則であると述べてきた総理の姿勢とも全く相反するものと言わなければなりません。(拍手)

この際、国民にかわって端的にお尋ねいたします。総理が国民の期待にこたえて、真に徹底的に真相解明を行う決意であるなら、アメリカ政府に対し、政府高官名などの発表について条件をつけることをやめるよう申し入れるべきではないかと考えます。(拍手)三木総理の責任ある答弁を求めます。

さて、電話料金の値上げ問題について政府の見解を伺います。

今日、電話は、住宅では二軒に一軒以上が加入し、農山漁村でもその普及が強く求められ、寝たきり老人や障害者世帯に対する福祉対策の手段として活用されるなど、今日の国民生活にとって不可欠のものであります。

今回の値上げは、国民の負担を増大させ、実質的に国民からこれらの通信手段を奪うに等しいもので、断じて認めることはできません。

まず第一に指摘しなければならないのは、値上げの理由についてであります。

政府と電電公社は、今回の電話料金の大幅値上げの理由として、このままでは五十三年度までに二兆二千億円の赤字が出るという、この赤字の原因は収入の低い一般住宅用電話がふえたからだと説明していますが、それはとてもないごまかしであります。

もともと電話の設備は、一日のうちで電話が集中したときに対応できるようにつくられております。公社の統計によると、全国的に集中する時間は午前九時から二時間の二時間であり、その通話の九〇％が企業用電話によるものであります。住宅用電話の利用はこの二時間以外が圧倒的に多いのでありますから、したがって、住宅用電話がふえることは、設備の平均稼働率を高めることになるのであります。このように同じ設備で増収が図られるのですから、決して住宅用電話が赤字の原因になるわけがありません。(拍手)

反対に大企業に対する出血サービスこそ赤字の原因なのであります。たとえばテレックスやデータ通信などは、四十九年度決算で三百五十四億円の赤字を出しています。データ通信設備サービスは加入一社当たり月に百六十万円の出血サービス、テレックスも一社当たり四万円の出血サービスになっております。この専用線、テレックス、データ通信などの料金こそ適切に改めるべきものであります。

さらに設備料の問題もありません。たとえば大企業の使うビル電話の設備費用は十七万円もかかっているのに、設備料はたった二万五千円しか取っておりません。公衆データ通信は二十万円もかかるのに五万円、特定回線は八十四万円であるのに

四万円、さらにテレックスは九十四万円もかかるのに五万円しか負担させていないのであります。

さらに料金体系についても、昨年七月には専用線の料金を一層大企業優先に変え、たとえば東京―大阪間で月に四十三万七千円だったものを三十万円に引き下げ、これによって、全国銀行協会が使っているデータシステムなどは、年間一億円以上も値下げになっているのであります。まさに不公平そのものと言わなければなりません。

赤字の解消を値上げの理由とするならば、大企業の設備料や料金を適正にするのが当然だと考えます。大臣にその決意があるかどうかお聞きいたします。

次に、公社の設備投資の問題について伺います。

公社は、五十一年から三年間に五兆四千三百億円の膨大な設備投資を計画しています。そのうちの四兆五千九百億は一般電話増設のためのものと主張していますが、これは全くのごまかしと言わなければなりません。二兆数千億円で十分に間に合うはずであります。なぜなら、四十八年度から三年間には、九百五十万台増設に三兆八百億円かかったと言っているわけですから、今後三年間の計画では、それより四百四十万台も少ないのに一兆五千億もよけいにかかるなどというのは、全く不当だからであります。それは、データ通信、画像通信、テレックスやビル電話、自動車電話、会議電話などと、それらを結ぶ電子交換機の大規模導入などの基礎設備を二兆円以上もふくらませた膨大な投資が隠されているからであります。このような大企業本位の設備投資のあり方は、断じて認められません。(拍手)

しかも、この膨大な設備投資を強行するため、一般電話料金の引き上げとあわせて、三年間で三兆円もの借入れをふやそうとしています。すでに四十九年度の金利払いが一日七億円でもなっていますが、このやり方を続けるなら、三年後には一日十二億円を超え、再び電話料金的大幅

値上げを招くことは必至であります。このような無謀な計画を根本から改めなければなりません。

金のかかる企業用通信設備を抑え、投資規模を適正化し、企業に適正な負担を課し、建設投資は国民の要求を優先させ、借入金の抑制を行うべきです。この点について政府の見解を明らかにしていただきたい。

第三に、不当な減価償却制度を改める問題であります。

公社は、向こう三年間で二兆八千六百億円の償却費を見込み、これで投資財源の半分以上を確保しようというのであります。そのために、設備の耐用年数を昭和二十八年当時の半分、十三年半に縮め、その上わずかに四年で五〇％の償却を可能にする定率法を採用しているのであります。その結果、赤字決算になった四十九年度の減価償却費は六千四百八十三億円で、事業支出に占める割合は実に三二％になっています。こういうやり方では赤字になるのは当然であります。

もしこの定率法を改め定額法をとるならば、四十九年度の場合には三千二百億円で支出を減らすことができ、その結果、千四百億円で黒字を生むことができたはずであります。公社が電話の完全充足が近いことを叫んでいる今日、定額法にしたからといって何の支障も与えないのであります。したがって、減価償却制度を定額法に改め、耐用年数も適正にすべきだと考えますが、大臣はこのような改正を行う意思があるかどうか、明確な答弁を求めます。(拍手)

そこで、この際お尋ねいたしますが、国会審議を保障するためには、当然、審議に必要な資料を提供すべきであります。ところが、公社に対してわが党が再三要求した資料、たとえば予算参考書と付属資料、トラフィック調査、資材物品契約調書、局状便覧、統計年報、在日米軍とのサービス基本契約協定など、審議に不可欠な基本的資料すらいまだに提出していないのであります。資材の購入単価や製造原価なども一切を公表すべきであ

昭和五十一年三月五日 衆議院會議録第十号

公衆電気通信法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する平田藤吉君の質疑 公衆電気通信法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する林孝矩君の質疑

一四八

ります。これらを隠すことは、結局は、国民収奪、大企業率仕の実態を国民の目から隠そうとするもの以外の何物でもありません。政府は、責任を持ってこれらの資料を提出させ、公社の秘密主義経営を改めるべきだと考えるが、責任ある態度を明らかにしていただきたい。

以上、本法案の幾つかの重要な問題点について指摘してきたが、政府が真に国民の利益に立つならば、次のことを緊急に実施すべきであります。

その第一は、データ通信、テレックス、専用線などの大企業に安い料金体系を適正に改め、出血サービスをやることであります。

第二に、大企業に不当に安い設備料を適正化することです。

第三に、設備投資計画は一般電話などを優先させること、大企業へのサービス提供を抑制し、投資規模を大幅に圧縮し、借入金を増大を抑えることです。

第四に、高度成長型の減価償却制度を改め、適正化することです。

これらを実行するならば、赤字を抑え、一般電話や電報などの料金値上げをせずに済むのであります。しかも、これらはいずれも大臣の認可事項で、政府がやる気になれば実行可能なものであります。

私は、このような措置を行うことを要求し、重ねて本法案に断固反対し、政府にその意思があるかどうか、明確な答弁を求めるのであります。

(拍手)

最後に、電電公社の経営委員である小佐野賢治氏の問題について質問します。

電信電話は、今日国民の不可欠な通信手段であり、公社の経営は、当然公正を旨としなければなりません。ところが、公社の最高幹部の一人として、小佐野賢治氏が政府の任命と国会の承認によって経営委員に加わっています。小佐野氏は、人も知る政界の黒幕と言われ、黒い疑惑に包まれている人物であります。(拍手)年間四兆円以上の金を

動かす公社の経営を任せるには全くふさわしくない人物であり、わが党は同氏の任命にこれまで一貫して反対してきました。

現在、この小佐野氏はロッキード疑獄事件の中心人物として、十六日の証人喚問以来、国民の疑惑が日増しに強まっているのであります。この国民の疑惑に総理はどうこたえるのか。村上郵政大臣は、疑惑が持たれたからといって直ちに不適当とは言えないなどと言っているが、こんなことで国民のそれが納得するとは考えるのか。まして二月十二日の経営委員会には理由もなく無届け欠席するような人物を、いまでも政府は経営委員として適任と考えているのかどうか。当然罷免すべきだと考えるが、総理並びに郵政大臣の明確な答弁を要求して私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣(三木武夫君) 平田君にお答えをいたします。〕

最初に、ロッキード問題に対する私の決意、資料公開に対する方針をお尋ねでございました。ロッキード問題に対しては、しばしば申し上げておりますように、臭い物にふたをするようなことはしない、徹底的に真相を究明するというのが私の変わらざる決意であることを申し上げておきます。

第二の資料公開の問題は、平田君も御承知のとおり、予算委員会が私にしばしば申し上げておりますとおり、外交のルートを通じて正式にアメリカから提供された資料については、先方側から条件のついてない限りはすべて公開をいたすという方針でございます。

それから次に、電信電話料金の値上げ問題に絡んで、そして電電公社の経営が悪化したのは原因は何かというような意味のお尋ねでございましたが、平田君も御承知のとおり、最近における物価の値上がり、それから来る物件費の急騰、人件費の増加、一方において景気は停滞をいたしましたから、収入の落ち込みなどによって大幅な赤字

を計上するに至ったわけでございます。

現在三千万に及ぶ加入者を擁する電話事業というものを良好な状態で維持するためには、いつまでもこの赤字経営を続けていくというのでは、これは好ましくない、そういうことで電信電話料金も、合理的な水準において御利用を願う方々の御負担を願いたいというのが今度の値上げ法案を提出した理由でございます。

小佐野君の問題については、先ほど阿部君にお答えをいたしましたごとく、いまこれを罷免するということは適当だとは考えておりません。いま少し事態の推移を見守りたいというのが政府の考え方でございます。(拍手)

〔国務大臣(村上勇君) 平田議員の御質問にお答えいたします。〕

まず、電話の住宅用と事務用の負担の不公平を改めるべきではないかと御意見につきましては、住宅用電話は従来から事務用に比し優遇してまいりましたところであり、今後も同じように扱ってまいりたいと考えております。公社の赤字は、経済情勢の変化に伴う物価の高騰や人件費の大幅な上昇、景気の停滞に伴う収入の伸び悩み等が大きな原因でありまして、料金の改定による負担につきましては、事務用ばかりでなく、住宅用にあっても応分の負担をお願いしたいと考えております。

次に、設備投資計画につきましては、三千万で約五兆円の投資を予定いたしておりますが、これは七百七十万の電話の新規増設、約三千万に及ぶ既設の加入電話の改良維持、防災計画、加入区域の拡大等、サービス向上のための施策、さらに情報化社会に対応した多様なサービスの提供のため必要なものと考えております。

次に、借入金等の外部資金によって建設投資を行うことについて考えを改めるべきではないかと御指摘の点につきましては、電電公社の建設計画は、加入電話を初めとする国民に対する多様な

サービスにこたえていくために、必要最小限度の建設投資を繰り込んだものであり、このための資金の一部として、電信電話債券等の外部資金に依存するものやむを得ないものと考えております。なお、今回の料金改定によって、自己資本の比率を高め、金負担を少なくすることができるとなおりますので、経営の健全な運営に資するものと考えております。

次に、減価償却費に関する御質問につきましては、四十九年度における電電公社の固定資産に対する減価償却費の比率は一三・一％でありまして、これは全産業の一・三％、あるいは製造業の一五・六％に比べ妥当なものであると考えております。

なお、償却方法を定率法としているのは、電気通信事業がきわめて技術革新性の強いものであり、将来の陳腐化または不適応化の度合いがはなはだしい等の点を考慮しているからでありまして、事業の健全な運営にとって必要なことであると考えております。

次に、御指摘のありました資料の提供のことにつきましては、事情を調べてみたいと思っておりますが、資料によつては、利用者である相手方の了承を必要とするもの、あるいは前提となる条件が確立できないなどの理由から、作成困難なものがあろうかと存じますが、今後十分検討いたしまして、御期待に沿うようにしたいと思っております。

なお、最後に、小佐野賢治氏の電信電話公社経営委員に関する御質問でございますが、同氏の問題につきましては、先ほどの総理大臣の答弁と全く同意見であります。(拍手)

○副議長(秋田大助君) 林孝矩君。

〔林孝矩君登壇〕

○林孝矩君 私、公明党を代表いたしましたして、ただいま政府より提案されました公衆電気通信法の一部を改正する法律案について、総理並びに郵政大臣に質問いたします。

本法案は、郵便料金に続く政府の公共料金値上げの第二弾として、国民が非常に重大な関心を持っている法案であります。

それは、公共料金の画一的な値上げが諸物価の高騰を誘引することは必至であり、インフレ再燃のおそれが甚だしく、不況に苦しむ国民生活をますます窮地に追い込むことになるからであります。

一月二十七日、総理府統計局が発表した二月の消費者物価の上昇率は、対前年同月比で東京都区において一〇・七％になり、政府が国民に約束してきた三月の消費者物価対前年比一けたの公約は、すでに絶望的であるとされております。

この現状をもたらした原因は、一応、昨年末からの異常気象による野菜類の統騰とされておりますが、そののみではなく、昨年の消費者米価値上げが影響していると思われるべきであります。

そこで、総理にお伺いいたします。

政府は五十一年度の経済見通しで物価上昇率を八・八％としていますが、どのような根拠があつて八・八％の上昇率に抑えることが可能なのかということでありませう。

五十一年度は、ただいま提案された電話電報料金の値上げを始め、国鉄運賃五〇％、NHK受信料約五〇％、その他、国立大学授業料約二・七倍、さらに四月早々に申請予定の電力料金値上げなど、公共料金の値上げが軒並みに予定され、それに通産省が指導する新価格体系の形成、こうした値上げラッシュは、物価狂騰が最も激しかった四十九年度に、国鉄、私鉄、タクシー、電気、ガス等の公共料金が相次いで値上げされた当時と全く酷似しているからであります。むしろ、値上げ幅や実施される公共料金の種類は、四十九年度をはるかに上回っているからであります。

しかも、公債の大量発行、金融緩和と大企業優先の景気対策による過剰流動性、第一次産品の輸入価格の上昇、製品価格の引き上げなど、物価高騰に結びつく要因が山積していると言ふべきであります。

昭和五十一年三月五日 衆議院会議録第十号 公衆電気通信法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する林孝矩君の質疑

あります。

総理は、こうした状況を考えても、なおかつ政府の消費者物価上昇率八・八％の実現は可能であると考へられておられるのか、五十年物の物価公約がすでに破綻した現状と照らし合わせ、明確な答弁を伺いたいと思ふのであります。

さらに、公共料金支出が低所得者層になればなるほど家計に占める割合が高くなるということが明らかになっております。

たとえば四十九年度の勤労者世帯五分位階層別で見ると、第一位、すなわち最も低い所得層では、公共料金支出が家計に占める割合は一五％にも及んでおります。したがって、五十一年度に主なもののだけでも十数種類ある公共料金の値上げラッシュは、家計の中で公共料金負担比率がきわめて高い低所得者層に多大な影響を及ぼすものと思われまふ。こうしたことは総理はすでに御承知と思ひますが、低所得者層に及ぼす影響を緩和するための対策を持っておられるのかどうか。それとも、所得格差や税の不正が問題になっている今日、所得の低い人に対する何らの配慮もなしに公共料金の一律値上げを強行しようとする考えなのか、お伺いしたい。

次に、わが国は情報化の進展が急速に進み、郵便事業はすでに百年を経過し、NHKの開局も昨年五十周年を迎えるに至っております。しかし、その反面、情報過多が社会的に問題になり、プライバシーの保護が重視されるなど、情報化社会の進展の功罪が改めて問われております。さらにまた、電話、電報、郵便、テレックス等の通信事業の需給関係も、ここ数年大きく変化しているからあります。

こうした社会変化に対し、さきの六十三国会のころから、情報の社会的な位置づけや定義を明確化するため、国会や国民各層の間から、現在及び将来の情報化社会に指針を示すべきだとの要求が出ているのであります。特に、情報化社会の進展に伴う、プライバシーの保護と基本的人権の保障、

情報の国民生活への優先的利用、情報の民主的管理、情報格差の是正など、原則の確立はいまや緊要な問題となっております。

しかしながら、これに対し政府は何一つこたえていないばかりか、六十五国会では、公共的な目的をもつてつくられた公衆電気通信網を一部の大企業の要求に応じて開放するとともに、そのツケとして電話料金の不当な値上げを国民に押しつけるなど、国民の犠牲の上に立つた情報の大企業優遇措置を行つたのであります。

今回の電話電報料金の大幅値上げは、かつての高度成長型経済政策に追随してつくられた電電公社の第五次五カ年計画を遂行するためのものにはかなりません。今後の日本経済の中で、なお高度成長型の投資計画の遂行が必要なものなのかどうか、大いに疑問を抱かざるを得ないのであります。

このほかに課題は数多くありますが、政府は、情報化社会の進展に対応する基本政策も基本的理念もないまま、事業収支の改善にのみ目を奪われて、多大な負担を国民に課せようとしていることは納得できないのであります。

政府は、情報化社会に対応した基本政策をまず国民の前に提示することが先決であると考えますが、その用意があるのか、総理並びに郵政大臣の御所見を賜りたいのであります。

続いて、郵政大臣に対し何点かの質問をいたします。

その第一は、電電公社の事業計画の規模が現在並びに今後の経済事情に適応したものと考へてい

るのかという点であります。

電電公社は、四十八年度を初年度とする第五次五カ年計画を策定して、その事業費の総額は七兆円という膨大な投資が予定されております。しかし、いわゆる石油ショックを契機にわが国の経済が変化を遂げた以上、公社の五カ年計画の見直しが必要となることは当然であると考えられます。にもかかわらず、公社は五カ年計画の根本的な見直しを行おうとせず、その投資による借入

金の穴埋めとして、電話電報料金の大幅値上げを画策し、国民に大きな負担を課せようとしているのであります。

さらに、電電公社は、事業計画を推進するため、五十一年から五十三年までに五兆四千三百億円の投資を必要とするとしていますが、これは四十八年から五十三年までの投資額三兆七千六百億円と比較しても明らかに、過大な投資であると言わざるを得ません。

したがって、事業計画を根本的に策定し直すべきであり、いたずらに電話電報料金の値上げを図るべきでないと考えますが、この点について大臣の明確なる答弁を求めるのであります。(拍手) 質問の第二点は、事業別収支の問題であります。

公社は、事業収支の悪化の原因が、人件費や物件費の高騰とともに、住宅電話にあるように宣伝をしておりますが、これは全くためにする論議と言わざるを得ないのであります。

すなわち、加入数が増加すれば、一加入当たりの電話収入がある程度低下することは当然であり、こうした現象は、アメリカを初めいづれの国でも起きていることであります。確かに住宅電話は、事務用電話に比べて利用度が低いことは事実としても、通信費を必要経費として認められている事務用電話と同次元で論ずるべきではなく、また事務用電話が景気によって左右されるのに比べ、住宅電話の利用は比較的安定しており、事業収入の安定のためにも、住宅電話は優遇されてしかるべきであります。

さらに、住宅電話は、事務用電話からの受信面において、総収入に大きく貢献していることも考慮されるべきであります。

また、四十九年に公社が発表した事業別収支状況に明らかのように、電話以外の事業がすべて赤字であり、特に営業優遇の料金制度がとられているデータ通信、テレックス等の事業は、収入に対する赤字額比率が高いことを見逃しにできないの

昭和五十一年三月五日 衆議院會議録第十号

公衆電気通信法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する林孝矩君の質疑

一五〇

であります。

したがって、直接国民生活に影響を与える住宅用電話料金は抑制し、事業活動に供される通信料金の是正に努め、公社全体の収支改善を図ることが公社としてとるべき責任ある態度であると思ひますが、大臣はこの点をどのように考えておられるか、御所見を伺いたうであります。(拍手)

また、電報料金の大幅値上げは、電電公社の事業全体の立場からの論議が薄く、収支均衡にのみ目を奪われた経営姿勢が窺はれてゐます。電話等との共通通信分野の調整、配達制度のあり方など電報事業の全体の改善を図るとともに、定文電報の増加など、サービス向上に努めることが事業改善にとって不可欠であると思ひますが、この点もあわせて大臣の答弁を求めるものであります。

第三に、公社の事業体質についてであります。公社の固定資産はここ数年急激に膨張しておりますが、それに比例して、支出に占める減価償却費の割合も増大し、五十一年度を例にとると、その比率は実に三〇%以上に達しております。同系事業の国際電報が一七%、その他、国鉄が一%、電力一七%、ガス一三%であることから、公社の減価償却費がいかに過大であるか明らかであり、また、耐用年数を過ぎた設備が何年も稼働して利益を上げ、さらには、撤去した設備に手を加えて地方で再利用されているという事実も指摘されております。ちなみに、この比率を国際電報並みにするとしますと、約五千億円もの支出が減額されることになり、これは今回の料金値上げによる増収分に匹敵するものであります。

このようにして見ますと、公社の赤字は、極端に表現すれば、つくられた赤字とさえ言えましよう。大臣はどのように考えておられるか、明確な答弁を求めるものであります。

さらに、公社の体質改善に関連して言及しますが、現在、ロッキード献金問題で重大なる疑惑を国民に与えている小佐野賢治氏が、電電公社の経営委員として総理から任命されていることに關し

て、先ほど総理は、小佐野氏が証人喚問されたかといつて罷免すべきではない、そのような答弁をされました。しかし、小佐野氏は、ロッキード献金問題が起つて以来、この電電公社の経営委員会を欠席しております。この事実を総理は御存じなのかどうか。また、重大な経営委員会を欠席する、出席しないということに対して、経営委員としての適格理由を総理はどのように考えられておられるか。また、国権の最高機関である国会で行われている証人喚問に対して、このような程度の認識しか持っていないという総理の考え方を私は疑ひます。総理は、では一体、小佐野氏にどのような罷免環境が生まれたときに小佐野氏を罷免すると決断を下されるのか、その点について総理の明確なる答弁を求めます。

国民の目から見て、こうした疑惑を抱かせる人物が公社の経営に重大なる影響を与え得る地位に在ることは、国民の公社としての立場から見ても適格と言へるかどうか、明白であります。総理の見解を賜りたい。

最後に、来年度の公社予算は、その事業規模と内容において、今後予測されているわが国の経済成長率に適応しないばかりか、国民のための通信制度としての使命から大きく逸脱したものと云わなければなりません。また現在の赤字は、過大な投資や他に比類のない減価償却費の計上など、公社自身の放漫経営によつて生じたものであり、さらにまた、データ通信やファクシミリなど、大企業のための投資を増大し、一方では専用料金などによつて破格の料金割引を行い、収入の低下をみずから招いた結果であると言えます。そうしたツケを大幅な電話電報料金の値上げによつて国民に押しつけることを許さることは、絶対に許されるべきではありません。

政府は、本法案の速やかな撤回と、電電公社の来年度予算を抜本的に改めるべきであることを強く要求して、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣三木武夫答壇〕

○内閣総理大臣(三木武夫君) 林君にお答えをいたします。

最初に、消費者物価の年度平均上昇率を今年の三月に一けた台にするという政府の政策目標はすでに破綻したではないかという御批判でございますが、政府はそれは考えていないのであります。三月末に全国平均一けた台にいたすべく最後の努力をいたしておるわけで、いま破綻をしたとは考えておりません。

また、五十一年度の消費者物価の上昇率八・八%というものにつきましては、今後消費者物価をこの程度の水準にとめるために、政府は十分努力をいたす所存でございます。

公共料金などのお話もございましたけれども、そういう物価の見通しの中には、全体として、公共料金の値上げという問題についても、総合的に考慮いたしまして織り込んであるわけでございまして、これによつて消費者物価の目標が狂うということではございません。

なるほど林君の御指摘のように、東京の消費者物価は二月水準が一〇・七%という高い水準でありましたが、これは野菜の大幅な値上げによる特殊な要因が大きいと見ておるわけであります。今後物価の高騰を再燃させないような政策運営をいたしますならば、五十一年度の年平均上昇率八・八%に維持していくという程度に抑えていくということとは、やはり可能であると考えておるわけでございます。

それから、低所得者に対する公共料金というものは、いろいろ特別の料金制度を設置したらどうかという御指摘ございましたが、料金の種類によつては、可能な範囲にそういう配慮もいたしておるわけでございますが、一般的に言つて、対象者を特定して特別の処置をとるといふことは技術的に困難であります。したがって、公共料金でそういう配慮をするよりかは、社会保障制度の中でそういう低所得階層の生活の安定のために努力するということが、政策の方向としては私は妥当であると考えて、そういう面について努力をいたしておるわけでございます。

次には、情報化時代においてのいろいろな問題というものの、プライバシーの問題などを御指摘になつて、こういう問題に対して政府はいろいろな方針を持つておるのかというお話でございます。

情報化の進展というものは、社会一般にとつて非常に便益をもたらしておる一面において、確かに林君の御指摘のような弊害の面も伴うことは御指摘のとおりだと思います。プライバシーの問題などもその一つでございますが、こういういろいろな問題があることは事実でございますので、こういう問題点に対しては、今後十分検討をしてまいる所存でございます。

さらに、小佐野君の問題、各党ともこれは提起されました。私は、林君お聞きのとおり、各党の御質問にお答えをしたとおり、現在は事態の推移を見守つておるというのが現状でございます。その他の問題はお答えしたとおりでございます。(拍手)

〔国務大臣村上勇君登壇〕
○国務大臣(村上勇君) 林議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、情報化社会の進展に伴うプライバシーの問題については、総理からお答えがありましたので、重複を避けます。

第五次五カ年計画の見直しをすれば料金改定を行わずに済むのではないかと御趣旨の御指摘であります。今回の料金改定案の策定に当たりましては、当然のこととして第五次五カ年計画の見直しを行つておりました。五十一年度から五十三年度の間の収支計画及び投資計画は、その結果を織り込んだものであります。

すなわち、五カ年計画の最後の二カ年間につきましては、テレビ電話など時期尚早なサービスは削減しているところでありまして、この収支計画及び投資計画は、政府の新しい経済計画との整合が図られているものであります。

次に、電電公社の赤字の原因について御指摘がありました。赤字の原因としては、住宅用電話の増加ばかりとは言えず、近來の物件費や物価の高騰など、もろもろの理由があるのは事実であります。

電電公社は企業用通信を優遇しているのではないかと、御指摘がありました。従来とも、電話の基本料につきましては、事務用電話に比べて住宅用電話を優遇しているところでありまして、今回の改定におきましてもこの考えを踏襲しているところであります。

また、電報制度の改善につきましては、種々意見を尽くしているところでありますが、今後とも、事業全体の合理化、省力化に格段の努力をしてまいりたいと考えております。

次に、電電公社の減価償却費は過大ではないかという御指摘であります。四十九年度における電電公社の固定資産に対する減価償却費の比率は一三・一％であります。これは、全産業の一・二・三％、あるいは製造業の一五・六％に比べて妥当なものであると考えております。

また、償却方法を定率法としているのは、電気通信設備がきわめて技術革新性の強いものである、将来の陳腐化、不適応化の度合いがはなはだしい等々のことを考慮しているからでありまして、このようなことで、決して償却がはなはだしいということにはなっていないと思ひます。

○副議長(秋田大助君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(秋田大助君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時四十三分散会

出席國務大臣

内閣総理大臣 三木 武夫君
大蔵大臣 大平 正芳君
郵政大臣 村山 勇君
国務大臣 植木 光教君
国務大臣 福田 赳夫君

出席府委員

内閣法制局第二部長 味村 治君
郵政大臣官房長 佐藤 昭二君
郵政大臣官房電氣通信監理官 松井 清武君
郵政大臣官房電氣通信監理官 佐野 芳男君

○朗読を省略した議長の報告

(常任委員辞任及び補欠選任)
一、昨四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

赤城 宗徳君 補欠 大村 襄治君
有田 喜一君 片岡 清一君
大石 千八君 瓦 力君
和田 貞夫君 大柴 滋夫君
大村 襄治君 赤城 宗徳君
片岡 清一君 有田 喜一君
瓦 力君 大石 千八君
大柴 滋夫君 和田 貞夫君

地方行政委員

片岡 清一君 補欠 有田 喜一君
木村武千代君 赤城 宗徳君
中島 武敏君 林 百郎君
小濱 新次君 矢野 絢也君
赤城 宗徳君 木村武千代君
有田 喜一君 片岡 清一君

大蔵委員

矢野 絢也君 小濱 新次君
横路 孝弘君 補欠 多賀谷貞稔君
多賀谷貞稔君 横路 孝弘君

文教委員

長谷川正三君 補欠 阿部 昭吾君
山口 鶴男君 岡田 春夫君
阿部 昭吾君 長谷川正三君
岡田 春夫君 山口 鶴男君

運輸委員

河村 勝君 補欠 池田 禎治君
池田 禎治君 河村 勝君

通信委員

大柴 滋夫君 補欠 和田 貞夫君
池田 禎治君 小沢 貞孝君
和田 貞夫君 大柴 滋夫君
小沢 貞孝君 池田 禎治君

予算委員

阿部 昭吾君 補欠 細谷 治嘉君
岡田 春夫君 上原 康助君
多賀谷貞稔君 横路 孝弘君
庄司 幸助君 田代 文久君
寺前 巖君 中島 武敏君
正木 良明君 坂井 弘一君
矢野 絢也君 小濱 新次君
上原 康助君 上坂 昇君
細谷 治嘉君 村山 喜一君
上坂 昇君 阿部未喜男君
村山 喜一君 吉田 法晴君
阿部未喜男君 岡田 春夫君
横路 孝弘君 多賀谷貞稔君
吉田 法晴君 阿部 昭吾君

決算委員

小濱 新次君 矢野 絢也君
坂井 弘一君 正木 良明君
坂井 弘一君 補欠 正木 良明君
坂井 弘一君

(理事補欠選任)

一、昨四日、沖繩及び北方問題に関する特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 國場 幸昌君(理事熊谷義雄君去る一月二十二日委員辞任につきその補欠)
理事 染谷 誠君(理事藤岡兵輔君去る一月二十二日委員辞任につきその補欠)

理事 上田 茂行君(理事床次徳二君昨四日理事辞任につきその補欠)
理事 橋本 進君(理事本名武君昨四日理事辞任につきその補欠)

(議案提出)
一、昨四日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案
(議案付託)
一、昨四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号) 地方行政委員会 付託

恩給法等の一部を改正する法律案
右 国会に提出する。
昭和五十一年二月十六日
内閣総理大臣 三木 武夫

昭和五十一年三月五日 衆議院會議録第十号 恩給法等の一部を改正する法律案及び同報告書

恩給法等の一部を改正する法律

(恩給法の一部改正)

第一条 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第九条ノ三中「第七十七条」の下に、「第七十八条ノ二」を加える。

第五十八条ノ四第一項中「百四万円」を「百十五万円」に、「五百二十万円」を「五百七十五万円」に、「六百二十四万円」を「六百九十九万円」に改める。

第六十五条第二項中「六万円」を「七万二千元」に、「一万八千元」を「二万四千元」に、「四万二千元」を「四万八千元」に改める。

第七十三条第一項中「妻」を「配偶者」に改め、「夫」を削る。

第七十四条中「夫又ハ」を削り、同条ただし書を削る。

第七十五条第二項中「一万八千元」を「二万四千元」に改める。

第七十六条中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第七十八条の次に次の一条を加える。

第七十八ノ二 夫ニ給スル扶助料ハ其ノ者六十歳ニ滿ツル月迄之ヲ停止ス但シ不具廢疾ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナキ者又ハ公務員ノ死亡ノ當時ヨリ不具廢疾ナル者ニ付テハ此等ノ事情ノ継続スル間ハ此ノ限ニ在ラズ

第七十九条中「前二条」を「前三条」に改める。

第八十条第一項第四号中「夫又ハ」を削る。

別表第二号表中「二、一九三、〇〇〇円」を「二、四四五、〇〇〇円」に、「一、七七六、〇〇〇円」を「一、九八〇、〇〇〇円」に、「一、四二五、〇〇〇円」を「一、五八九、〇〇〇円」に、「一、〇七五、〇〇〇円」を「一、一九八、〇〇〇円」に、「八三三、〇〇〇円」を「九二九、〇〇〇円」に、「六三六、〇〇〇円」を「七〇九、〇〇〇円」に改める。

別表第三号表中

「二、六〇一、〇〇〇円」に、「一、九三三、〇〇〇円」を、「一、五八、〇〇〇円」に、「一、六六〇、〇〇〇円」を、「一、八五一、〇〇〇円」に、「一、三六四、〇〇〇円」を、「一、五二一、〇〇〇円」に、「一、〇九四、〇〇〇円」を、「一、二二〇、〇〇〇円」に改める。

別表第四号表中「二、五七七、四〇〇円」を「二、八二八、五〇〇円」に、「一、三七〇、一〇〇円」を「二、六〇八、三〇〇円」に、「一、二六五、八〇〇円」を「二、四九七、六〇〇円」に、「一、一八三、一〇〇円」を「二、四〇九、八〇〇円」に、「一、五二七、七〇〇円」を「一、六九〇、二〇〇円」に、「一、四五五、二〇〇円」を「一、六二〇、二〇〇円」に、「一、三〇八、九〇〇円」を「一、四四八、八〇〇円」に、「一、〇六四、一〇〇円」を「一、一七八、八〇〇円」に、「一、〇三三、五〇〇円」を「一、一三三、九〇〇円」に、「九五三、九〇〇円」を「一、〇五七、三〇〇円」に、「九二六、八〇〇円」を「一、〇二七、四〇〇円」に、「八九八、八〇〇円」を「九六五、五〇〇円」に、「七八八、三〇〇円」を「八七五、三〇〇円」に、「六九六、三〇〇円」を「七七五、三〇〇円」に、「六七一、〇〇〇円」を「七四七、七〇〇円」に、「六五三、一〇〇円」を「七二八、二〇〇円」に、「六三七、七〇〇円」を「七一、〇〇〇円」に、「六二二、三〇〇円」を「六九三、九〇〇円」に、「五九七、七〇〇円」を「六六六、四〇〇円」に、「三七九、五〇〇円」を「四二三、二〇〇円」に改める。

を「一、三七四、四〇〇円」に、「一、〇二二、五〇〇円」を「一、一三二、九〇〇円」に、「九五三、九〇〇円」を「一、〇五七、三〇〇円」に、「八九八、八〇〇円」を「九六六、五〇〇円」に、「八四三、一〇〇円」を「九三五、三〇〇円」に、「七八八、三〇〇円」を「八七五、五〇〇円」に、「七六三、四〇〇円」を「八四八、四〇〇円」に、「七一八、三〇〇円」を「七九九、二〇〇円」に、「六三七、七〇〇円」を「七一、〇〇〇円」に、「六二二、三〇〇円」を「六九三、九〇〇円」に、「五九七、七〇〇円」を「六六六、四〇〇円」に、「三七九、五〇〇円」を「四二三、二〇〇円」に改める。

十六条ノ二の規定に該当し、又は該当すべきであつた旧軍人、旧華軍人又は旧軍属で「疾病にかつた旧軍人、旧華軍人又は旧軍属で、失格原因がなくて退職し、かつ、但しを「ただし」に改める。

附則第二十二條の三中「六万円」を「七万二千元」に改める。

附則第二十七條ただし書中「五十万六千元」を「五十六万四千三百円」に、「三十七万九千五百円」を「四十二万三千二百円」に改める。

附則第四十三條の二第二項中「昭和四十八年十月一日」の下に「(政令で定める職員(以下「政令指定職員」という。))にあつては、昭和五十一年七月一日」を、「昭和四十八年十月一日」の下に「(政令指定職員にあつては、昭和五十一年七月一日)」を、「昭和四十八年十月一日」の下に「(政令指定職員にあつては、昭和五十一年七月一日)」を加える。

附則別表第一(附則第十三條關係) 附則別表第一を次のように改める。

(恩給法の一部を改正する法律の一部改正)
第二条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十四條第三項中「百五十分の二・五」を「百五十分の二」に改める。

附則第二十二條第一項中「疾病にかかり、且つ、恩給法第四十六條又は改正前の恩給法第四

階	級	仮 定 俸 給 年 額
大將		四、三九五、二〇〇円
中將		三、六七五、五〇〇円
少將		二、八九七、四〇〇円
大佐		二、四九七、六〇〇円
中佐		二、三八七、九〇〇円
少佐		一、八五八、六〇〇円
大尉		一、五六八、六〇〇円
中尉		一、二三九、八〇〇円
少尉		一、〇五七、三〇〇円
准士官		九七二、七〇〇円

曹長又は上等兵曹	七九九、二〇〇円
軍曹又は一等兵曹	七四七、七〇〇円
伍長又は二等兵曹	七二八、二〇〇円
兵	六六六、四〇〇円

備考 各階級は、これに相当するものを含むものとする。

附則別表第四中「四八二、〇〇〇円」を「五六二、〇〇〇円」に、「五九二、〇〇〇円」を「六六〇、〇〇〇円」に改める。

附則別表第五中「五四八、〇〇〇円」を「六一一、〇〇〇円」に、「四一七、〇〇〇円」を「四六

五、〇〇〇円」に、「三三九、〇〇〇円」を「三七七、〇〇〇円」に、「二八五、〇〇〇円」を「三八、〇〇〇円」に、「十分の八・五」を「十分の九」に改める。

附則別表第六を次のように改める。

附則別表第六(附則第十三条関係)

仮 定 俸 給 年 額	金 額
四、三九五、二〇〇円	四、二四九、三〇〇円
三、六七五、五〇〇円	三、六〇一、六〇〇円
二、八九七、四〇〇円	二、八二八、五〇〇円
二、四九七、六〇〇円	二、四〇九、八〇〇円
二、三八七、九〇〇円	二、二七五、八〇〇円
一、八五八、六〇〇円	一、七九一、八〇〇円
一、五六八、六〇〇円	一、四四八、八〇〇円
一、二三九、八〇〇円	一、一三一、九〇〇円
一、〇五七、三〇〇円	九九六、五〇〇円
九七二、七〇〇円	八七五、五〇〇円
七九九、二〇〇円	七二八、二〇〇円
七四七、七〇〇円	六九三、九〇〇円
七二八、二〇〇円	六六六、四〇〇円
六六六、四〇〇円	五八五、七〇〇円

(旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一部改正)

第三条 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律(昭和三十一年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項ただし書中「三十七万九千五百円」を「四十二万三千二百円」に改める。

(恩給法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

附則第八条第一項中「昭和五十年八月分」を「昭和五十一年七月分」に、「四十二万円」を「五十五万円」に、「三十一万五千円」を「四十一万二千五百円」に、「二十一万円」を「二十七万五千円」に、「十五万七千五百円」を「二十万六千三百円」に、「十萬五千円」を「十三万七千五百円」に改め、同条第四項中「昭和五十年七月三十一日」を「昭和五十一年六月三十日」に改める。

(恩給法等の一部を改正する法律の一部改正)

第五条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十三条第二項の表中「一、六四四、七五〇円」を「一、八三三、八〇〇円」に、「一、三三三、〇〇〇円」を「一、四八五、〇〇〇円」に、「一、〇六八、七五〇円」を「一、一九一、八〇〇円」に、「八〇六、二五〇円」を「八九八、五〇〇円」に、「六二四、七五〇円」を「六九六、八〇〇円」に、「四七七、〇〇〇円」を「五三一、八〇〇円」に、「四四四、〇〇〇円」を「四九五、〇〇〇円」に、「四一一、〇〇〇円」を「四五八、三〇〇円」に、「三二二、七五〇円」を「三四八、八〇〇円」に、「二四六、七五〇円」を「二七五、三〇〇円」に、「二二三、七五〇円」を「二三八、五〇〇円」に、「三六一、五〇〇円」を「四二一、五〇〇円」に、「十分の八・五」を「十分の九」に改め、同条第三項中「六万円」を「七万二千円」に、

「二万八千円」を「二万四千円」に、「四万二千円」を「四万八千円」に改める。

(恩給法等の一部を改正する法律の一部改正)

第六条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

附則第十三条中、「その超える年数が十年」を「その超える年数が十年に達するまで、八十歳未満の者に給する普通恩給又は八十歳未満の者に給する扶助料の年額の算定の基礎となる普通恩給の昭和五十一年七月分以降の年額についてはその超える年数が五年」に改める。

附 則

第一条 この法律は、昭和五十一年七月一日から施行する。

(文官等の恩給年額の改定)

第二条 公務員恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号)以下「法律第五十五号」という。附則第十条第一項に規定する旧軍人(以下「旧軍人」という)を除く。若しくは公務員に準ずる者(法律第五十五号附則第十条第一項に規定する旧軍人(以下「旧軍人」という)を除く)又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料については、昭和五十一年七月分以降、その年額を、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額(恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十年法律第七十号)附則第二条第二項ただし書に該当した普通恩給又は扶助料にあつては、昭和五十年七月三十一日において受けていた恩給の年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額に二・九三を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。))にそれぞれ対応する附則別表の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法(改正後の法律第五十五号附則その他恩給に

昭和五十一年三月五日 衆議院會議録第十号 恩給法等の一部を改正する法律案及び同報告書

関する法令を含む。以下同じ。の規定によつて算出して得た年額(その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。)に改定する。

(傷病恩給等に関する経過措置)

第三条 増加恩給(第七項の増加恩給を除く。)については、昭和五十一年七月分以降、その年額(恩給法第六十五條第二項から第六項までの規定による加給の年額を除く。)を、改正後の恩給法別表第二号表の年額に改定する。

第四条 昭和五十一年六月三十日以前に給与事由の生じた傷病恩給の金額については、なお従前の例による。

第五条 第七項の増加恩給については、昭和五十一年七月分以降、その年額(法律第五十五号附則第二十二條第三項ただし書において準用する恩給法第六十五條第二項から第五項までの規定による加給の年額を除く。)を、改正後の法律第五十五号附則別表第四の年額に改定する。

第六条 傷病年金については、昭和五十一年七月分以降、その年額(妻に係る加給の年額を除く。)を、改正後の法律第五十五号附則別表第五の年額に改定する。

第七条 特例傷病恩給については、昭和五十一年七月分以降、その年額(恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十一号)附則第十三條第三項及び第四項の規定による加給の年額を除く。)を、改正後の同法附則第十三條第二項に規定する年額に改定する。

第八条 妻に係る年額の加給をされた増加恩給、傷病年金又は特例傷病恩給については、昭和五十一年七月分以降、その加給の年額を、七万二千円に改定する。

2 扶養家族に係る年額の加給をされた増加恩給又は特例傷病恩給については、昭和五十一年七月分以降、その加給の年額を、扶養家族のうち

二人までについては一人につき二万四千元(増加恩給又は特例傷病恩給を受ける者に妻がないときは、そのうち一人については四万八千元)、その他の扶養家族については一人につき四千八百円として算出して得た年額に改定する。

第九条 扶養遺族に係る年額の加給をされた扶助料については、昭和五十一年七月分以降、その加給の年額を、扶養遺族のうち二人までについては一人につき二万四千元、その他の扶養遺族については一人につき四千八百円として算出して得た年額に改定する。

(旧軍人等の恩給年額の改定)

第十条 旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料については、昭和五十一年七月分以降、その年額を、改正後の法律第五十五号附則別表第一の仮定俸給年額(法律第五十五号附則第十三條第二項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則別表第六の下欄に掲げる金額)を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法の規定によつて算出して得た年額(その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。)に改定する。

(恩給法第七十三條等の改正に伴う経過措置)

第十一条 この法律の施行の際現に夫以外の者が扶助料を受ける権利を有する場合には、その扶助料については、なお従前の例による。ただし、当該夫以外の者が扶助料を受ける権利を失つた後は、この限りでない。

2 改正後の恩給法第七十三條第一項の規定による扶助料は、この法律の施行の日(前項の場合にあつては、当該夫以外の者が扶助料を受ける権利を失つた日)前に改正前の恩給法第七十六條第二号の規定により扶助料を受ける資格を失つた夫には、給しないものとする。

3 改正後の恩給法第七十三條第一項の規定により新たに扶助料を給されることとなる夫の当該扶助料の給与は、昭和五十一年七月(第一項ただし書の場合にあつては、当該夫以外の者が扶助料を受ける権利を失つた日の属する月の翌月)から始めるものとする。

(法律第五十五号附則第二十二條の改正等に伴う経過措置)

第十二條 改正後の法律第五十五号附則第二十二條第一項の規定により新たに傷病年金を給されることとなる者の当該傷病年金の給与は、昭和五十一年七月から始めるものとする。

第十三條 改正後の法律第五十五号附則第四十三條の二第二項の政令指定職員としての在職年月数が普通恩給の基礎となるべき公務員としての在職年の計算において新たに加えられることとなる者に係る普通恩給又は扶助料については、昭和五十一年七月分以降、その年額を、改正後の恩給法の規定によつて算出して得た年額に改定する。

(扶助料の年額に係る加算の特例)

第十四條 恩給法第七十五條第一項第一号に規定する扶助料を受ける者が妻であつて、その妻が次の各号の一に該当する場合には、その年額に、当該各号に掲げる額を加えるものとする。

一 扶養遺族(恩給法第七十五條第三項に規定する扶養遺族をいう。以下同じ。)である子(十八歳以上二十歳未満の子にあつては不具廃疾である者に限る。次号において同じ。)が二人以上ある場合 六万円

二 扶養遺族である子が一人ある場合 三万六千円

三 六十歳以上である場合(前二号に該当する場合を除く。) 二万四千元

2 恩給法第七十五條第一項第二号若しくは第三号又は旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律(昭和三十一年法律第七十七号。以下「法律第七十七号」という。)第三條に規定

する扶助料を受ける者については、その年額に二万四千元(扶養遺族が一人ある場合にあつては三万六千元、扶養遺族が二人以上ある場合にあつては六万円)を加えるものとする。ただし、扶助料の年額に当該金額を加えた額が次の各号に掲げる扶助料の区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる額に達しない場合における当該加える額は、当該各号に掲げる額からその者の扶助料の年額を控除した額とする。

一 恩給法第七十五條第一項第二号に規定する扶助料 六万二千二百円

二 恩給法第七十五條第一項第三号又は法律第七十七号第三條に規定する扶助料 四十五万九千二百円

3 前二項の規定は、恩給年額の計算の基礎となつた俸給と都道府県(これに準ずるものを含む。)の退職年金に関する条例上の職員の俸給又は給料とが併給されてゐた者であつて、恩給年額の計算の基礎となつた俸給の額が、これらの併給された俸給又は給料の合算額の二分の一以下であつたものについては適用しない。

4 同一の公務員又は公務員に準ずる者の死亡により二以上の扶助料を併給することができる者に係る第一項又は第二項に規定する加算は、その者の請求によりいづれか一の扶助料につき行うものとする。

5 第一項又は第二項の規定により新たに扶助料の年額に加算されることとなる者の当該加算は、昭和五十一年七月から始めるものとする。

(傷病者遺族特別年金)

第十五條 傷病年金又は特別項症から第一款症までの特例傷病恩給を受ける者が、当該傷病年金又は特例傷病恩給の給与事由である負傷又は疾病以外の事由により昭和二十九年四月一日以後死亡した場合においては、その者の遺族に対し、傷病者遺族特別年金を年金たる恩給として給するものとする。ただし、その遺族が当該死亡後恩給法に規定する扶助料を受ける権利又は

資格を失うべき事由に該当した場合には、この限りでない。

2 傷病者遺族特別年金の年額は、十万円とする。

3 傷病者遺族特別年金は、当該死亡した者の死亡に關し、扶助料又は退職年金に關する恩給法以外の法令の規定により公務員又は公務員に準ずる者としての在職年を算入した期間に基づく遺族年金を受けることができる者に対しては、給しないものとする。

4 傷病者遺族特別年金については、前三項に規定する場合を除くほか、恩給法第七十五条第一項第一号に規定する扶助料に關する同法第一章、第三章及び第四章の規定を準用する。

5 第一項の規定により新たに傷病者遺族特別年

金を給されることとなる者の当該傷病者遺族特別年金の給与は、昭和五十一年七月から始めるものとする。

(職權改正)

第十六条 この法律の附則の規定による恩給年額の改定及び扶助料の年額に係る加算は、附則第十三条、第十四条第一項第一号及び第二号並びに同条第四項の規定によるものを除き、裁定庁が受給者の請求を待たずに行う。

(多額所得による恩給停止についての経過措置)
第十七条 改正後の恩給法第五十八条ノ四の規定は、昭和五十一年六月三十日以前に給与事由の生じた普通恩給についても、適用する。

附則別表(附則第二条關係)

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額	仮 定 俸 給 年 額
五二五、三〇〇円	五八五、七〇〇円
五四九、一〇〇円	六二二、二〇〇円
五七三、五〇〇円	六三九、五〇〇円
五九七、七〇〇円	六六六、四〇〇円
六二二、三〇〇円	六九三、九〇〇円
六三七、七〇〇円	七一一、〇〇〇円
六五三、一〇〇円	七二八、二〇〇円
六七一、〇〇〇円	七四七、七〇〇円
六九六、三〇〇円	七七五、三〇〇円
七一八、三〇〇円	七九九、二〇〇円
七三八、六〇〇円	八二一、四〇〇円
七六三、四〇〇円	八四八、四〇〇円
七八八、三〇〇円	八七五、五〇〇円
八一五、六〇〇円	九〇五、三〇〇円

八四三、一〇〇円	九三五、三〇〇円
八七七、二〇〇円	九七二、七〇〇円
八九八、八〇〇円	九九六、五〇〇円
九二六、八〇〇円	一、〇二七、四〇〇円
九五三、九〇〇円	一、〇五七、三〇〇円
一、〇〇八、一〇〇円	一、一一七、〇〇〇円
一、〇二二、五〇〇円	一、一三三、九〇〇円
一、〇六四、一〇〇円	一、一七八、八〇〇円
一、一一九、四〇〇円	一、二三九、八〇〇円
一、一八〇、五〇〇円	一、三〇七、二〇〇円
一、二二一、七〇〇円	一、三四一、六〇〇円
一、二四一、四〇〇円	一、三七四、四〇〇円
一、二八三、九〇〇円	一、四二二、二〇〇円
一、三〇八、九〇〇円	一、四四八、八〇〇円
一、三八一、六〇〇円	一、五二九、〇〇〇円
一、四一七、五〇〇円	一、五六八、六〇〇円
一、四五五、二〇〇円	一、六一〇、二〇〇円
一、五二七、七〇〇円	一、六九〇、二〇〇円
一、六〇一、〇〇〇円	一、七七二、〇〇〇円
一、六一九、九〇〇円	一、七九二、八〇〇円
一、六八〇、四〇〇円	一、八五八、六〇〇円
一、七六六、二〇〇円	一、九五三、二〇〇円
一、八五一、二〇〇円	二、〇四七、〇〇〇円
一、九〇三、六〇〇円	二、一〇四、八〇〇円
一、九五四、八〇〇円	二、一六一、二〇〇円
二、〇五八、七〇〇円	二、二七五、八〇〇円

二、一六二、五〇〇円	二、三八七、九〇〇円
二、一八三、一〇〇円	二、四〇九、八〇〇円
二、二六五、八〇〇円	二、四九七、六〇〇円
二、三七〇、一〇〇円	二、六〇八、三〇〇円
二、四七四、一〇〇円	二、七七八、八〇〇円
二、五七七、四〇〇円	二、八二八、五〇〇円
二、六四二、三〇〇円	二、八九七、四〇〇円
二、七一、九〇〇円	二、九七一、三〇〇円
二、八四五、六〇〇円	三、一三三、三〇〇円
二、九八〇、九〇〇円	三、二五七、〇〇〇円
三、〇四九、〇〇〇円	三、三三九、三〇〇円
三、一一四、八〇〇円	三、三九七、八〇〇円
三、二四九、二〇〇円	三、五三七、九〇〇円
三、三一〇、四〇〇円	三、六〇一、六〇〇円
三、三八三、五〇〇円	三、六七五、五〇〇円
三、五一七、三〇〇円	三、八〇九、三〇〇円
三、六六三、八〇〇円	三、九五五、八〇〇円
三、七三九、一〇〇円	四、〇三一、一〇〇円
三、八一〇、三〇〇円	四、一〇二、三〇〇円
三、八八五、〇〇〇円	四、一七七、〇〇〇円
三、九五七、三〇〇円	四、二四九、三〇〇円
四、一〇三、二〇〇円	四、三九五、二〇〇円
四、二四九、三〇〇円	四、五四一、三〇〇円
四、三二一、六〇〇円	四、六二三、六〇〇円
四、三九五、六〇〇円	四、六八七、六〇〇円

理 由

最近の経済情勢にかんがみ、恩給年額について、その額の引上げ、普通恩給等の最低保障額の増額等を行うとともに、旧軍人等の加算恩給に対する減算率の緩和、扶助料に係る加算の特例、傷病年金受給者等の遺族に対する年金の支給等所要の改善措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

恩給法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書
議案の要旨及び目的
本案の主な改正点は、次のとおりである。

- 1 恩給年額の増額
（1） 仮定俸給年額の増額
昭和五十一年度における国家公務員給与の

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が、この表に記載された額に合致しないものについては、その額の直近上位の俸給年額に五二五〇円未満の場合においては、その年額に十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げる。恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が四、三九五、六〇〇円を超える場合には、その年額に二九二、〇〇〇円を加えた額を、それぞれ仮定俸給年額とする。

- （2） 傷病恩給年額の増額
改善傾向の分析結果に基づき、恩給年額の計算の基礎となる仮定俸給年額を昭和五十一年七月分以降、六・六％（通し号俸八十二号俸）ないし一一・五％（同十八号俸）増額する。

傷病恩給は傷病の程度に応じてその年額を定めてゐるが、この年額を昭和五十一年七月分以降、一一・五％増額する。

2 普通恩給等の最低保障年額の改善
六十五歳以上の長期在職者の普通恩給の最低保障年額を、国家公務員の共済年金の最低保障年額の改善に準じて四十二万円から五十五万円に引き上げるとともに、これを基準としてその他の最低保障年額を次表のとおり引き上げる。

普 通 恩 給	種 別	区 分	実 在 職 年 数	年 額	
				現 行	改 定
六十五歳以上の者			最短恩給年限以上	四二〇、〇〇〇円	五五〇、〇〇〇円
			九年以上最短恩給年限未満	三一五、〇〇〇円	四二二、五〇〇円
六十五歳未満の者（傷病恩給及び特例傷病恩給の受給者を除く。）			最短恩給年限以上	二一〇、〇〇〇円	二七五、〇〇〇円
			九年以上最短恩給年限未満	三一五、〇〇〇円	四二二、五〇〇円
六十五歳未満の傷病恩給及び特例傷病恩給の受給者			九年以上	三一五、〇〇〇円	四二二、五〇〇円
			九年未満	二一〇、〇〇〇円	二七五、〇〇〇円

普 通 扶 助 料		
六十五歳以上の者又は六十五歳未満の妻子	最短恩給年限以上	二一〇、〇〇〇円二七五、〇〇〇円
	九年以上最短恩給年限未満	一五七、五〇〇円二〇六、三〇〇円
六十五歳未満の者	九年以上最短恩給年限未満	一〇五、〇〇〇円一三七、五〇〇円
	最短恩給年限以上	一五七、五〇〇円二〇六、三〇〇円

3 扶助料の改善

前記1及び2による増額措置のほか、扶助料について新たに次の加算措置を講ずる。

(1) 普通扶助料の年額に対する加算措置
妻に給する普通扶助料については、その者が六十歳以上の場合二万四千円、その者に扶養遺族の子が一人ある場合三万六千円、二人以上ある場合六万円をそれぞれその年額に加算する。

(2) 公務関係扶助料の年額に対する加算措置
公務扶助料、増加非公務扶助料及び特例扶助料を受ける者については、扶養遺族がない場合二万四千円、扶養遺族が一人ある場合三万六千円、二人以上ある場合六万円をそれぞれその年額に加算する。この措置により、公務扶助料の年額が六万二千二百円、増加非公務扶助料及び特例扶助料の年額が四十五万九千二百円に達しないときは、それぞれその額を最低額とする。

4 扶養加給年額の増額

(1) 傷病恩給受給者の妻に係る加給の年額を六万円から七万二千元に引き上げるとともに、増加恩給（これに相当する特例傷病恩給を含む。）受給者の扶養家族のうち、二人までに係る加給の年額を一万八千円から二万四千円（妻がない場合の一人に係る加給の年額は四万二千元から四万八千円）に引き上げる。

(2) 公務関係扶助料受給者の扶養遺族のうち、二人までに係る加給の年額を一万八千円から二万四千円に引き上げる。

5 長期に職の老齢者等の恩給の算出率の特例

七十歳以上八十歳未満の者並びに七十歳未満の妻子及び傷病者に給する普通恩給又は扶助料の年額を計算する場合には、普通恩給所要最短期年数を超える実在職年の年数一年につき、基礎俸給年額の三分の一に相当する金額を五年を限度として普通恩給の年額に加える。

6 六十歳以上の旧軍人等の加算減算率の緩和
六十歳以上六十五歳未満の旧軍人、旧準軍人に給する加算による普通恩給又は普通扶助料を計算する場合には、加算減算率を百五十分の二・五から百五十分の二に緩和する。

7 普通恩給と併給される傷病年金の減額率の緩和
普通恩給と併給される傷病年金及び第二款症以下の特例傷病恩給の減額率を一五％から一〇％に緩和するとともに、第七項症の増加恩給等の年額について所要の調整（第一項症との間差二十二を二十三に引上げ）を行う。

8 傷病者遺族特別年金の新設
傷病年金又は特別項症から第一款症までの特例傷病恩給を受ける者が、昭和二十九年四月一日以降、当該恩給の給付事由である傷病以外の事由により死亡した場合において、その者の遺族に扶助料等が支給されないときは、十万円の傷病者遺族特別年金を支給する。

9 昭和十六年十二月八日前の傷病者に対する傷病年金の支給条件の緩和
昭和十六年十二月八日前に公務のため負傷

し又は疾病にかかった旧軍人等で、従前の各種の支給制限に抵触したことにより傷病年金を支給されていないものに対し、同日以後の傷病者と同様の条件で傷病年金を支給する。

10 夫に対する扶助料の支給条件の緩和
女子公務員の夫に対しては、公務員たる妻の死亡当時から不具廃疾であること又は生活資料を得るに乏しいことを条件として扶助料を支給しているが、夫が六十歳以上の場合はこれらの支給条件を撤廃する。

11 旧満洲農産物検査所職員の間在職期間の通算
旧満洲農産物検査所の職員期間を外国特殊機関職員の在職期間として公務員期間に通算する。

12 恩給外所得による普通恩給停止の基準額の引上げ
1の恩給年額の増額に伴い、恩給外所得による普通恩給停止の基準額を引き上げる。

13 施行期日
以上の措置は、昭和五十一年七月一日から実施する。

二 議案の可決理由
本案は、最近の経済情勢等にかんがみ、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費
本案施行に要する経費として、昭和五十一年度一般会計予算に約七百六十六億八千万円が計上されている。

なお、昭和五十二年以降平年度所要経費は、約千五百三十三億六千万円の見込みである。右報告する。

昭和五十一年三月四日

内閣委員長代理 理事 竹中 修一
衆議院議長 前尾繁三郎殿

〔別紙〕
恩給法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議
政府は、次の事項について速やかに善処するよう要望する。

一 恩給法第二条ノ二については、国家公務員の給与にスライドするようその制度化を図ること。

一 恩給の改定時期については、年度当初からの実施を目途とすること。

一 恩給の最低保障額については、引き続きその引上げを図ること。

一 扶助料の給付水準については、更にその改善を行うこと。

一 恩給受給者に対する老齢福祉年金の支給制限を撤廃すること。

昭和五十一年三月五日 衆議院會議録第十号

一五八

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 二部 一〇円

発行所

東京都港区赤坂葵町二番地 郵便番号一〇七
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二一(大代)